

特 記 仕 様 書

工事番号	23－A04D
工 事 名	平成 2 3 年度 丹波地区町道維持修繕工事
工事場所	京都府船井郡京丹波町 市森外 地内
工 期	契約日又は契約日の翌日 ～ 平成 2 4 年 3 月 3 0 日

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）平成 2 2 年 4 月」【京都府】（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」【建設省】及び「土木工事標準設計図集」【近畿地方建設局】によるものとする。なお、共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（緊急時の対応について）

1 緊急連絡体制

平日においては、常に会社等への連絡が可能であること。また、土日祝祭日、夜間、年末年始等休業日であっても、工事内容等が理解できる者に連絡が取れる体制を確保すること。（連絡体制一覧表を提出）

2 緊急動員体制

緊急工事等の場合、対応連絡がなされてから、おおむね 3 0 分以内に 2 名以上の者が、現地状況を確認し、応急対応工法を検討できる現場代理人や主任技術者等を手配できること。

3 緊急時の施行体制

原則として、現地状況を確認の上、1 時間以内に応急作業に着手できる建設機械の手配、作業員の確保が可能であること。常時、危険予告看板、交通規制標識、バリケード、赤色灯等を 2 箇所の現場分以上保有しているか、手配が可能であること。

（工事内容について）

- 1 本工事は、発注者が第 1 号様式により請負者に通知する小修繕工事指示書に基づき実施する。
- 2 本工事の範囲は、内訳書に記載する標準工種を基本とするが、工事内容に応じて追加する。
- 3 請負者は、小修繕工事指示書に示す維持工事が完了したときは、第 2 号様式により工事完成届を提出すること。
- 4 施工にあたっては、請負者は責任ある技術者を定め、監督職員と連絡を密にし、施工に支障のないようにすること。
- 5 請負者は、疑義を生じたときは、その都度遅滞なく監督職員に報告して協議すること。
- 6 施工に当たって臨機の処置が必要となった場合は、請負者の責任において実施し、速やかに監督職員と協議すること。
- 7 指示のあった材料は、使用に先だち監督職員の確認を受けること。
- 8 契約書に添付する契約単価には、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を含むものとする。なお消費税については、支払い請求時に加算する。
- 9 工事を指示された場合は、その都度、現場代理人等の通知を行う。

(標示板の設置)

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。なお、期間及び時間帯は、工事内容により記載すること。

工事内容：道路の修繕作業をしています。

工事種別：道路維持修繕工事

(表示板の記載例)

[工事表示板]



設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格・色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・線の余白は2cm。緑線の太さは1cm。区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

(工事現場発生品)

在来施設の撤去により生じた現場発生品は、監督員と協議のうえ、京丹波町役場中央公民館付近の仮置場まで運搬の上引渡しするものとする。

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1 再資源化等をする施設の名称及び所在地

下表の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件

や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

受入施設		指定副産物	受入時間及び受入休止日	距離
会社名	処理場所在地			
寺尾道路(株)	南丹市園部町	土砂	受入時間：8時～17時 受入休止日：日曜日、祭日	7.0 km
共栄建設(株)	京丹波町水戸	コンクリート塊 アスファルト塊	受入時間：8時～17時 受入休止日：— 最大粒径：50 cm 以下	3.5 km

2 伐木材・伐開材の処分

建設発生木材の運搬及び処分については、当初計上していないため、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3 産業廃棄物税

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

（材料及び施工）

1 再生材の利用について

本工事においては、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び同込裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-40(30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用するものとする。

- (1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。

- (2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

なお、河川に関わる工事(低水護岸等の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)、石張(積)の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

- (3) 再生クラッシャーラン(RC-40)を河川に関わる工事(低水護岸等の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- (4) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

2 流用土の利用

本工事に使用する埋戻材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土によりがたい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

3 セメントコンクリート製品

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集(案)[側溝・水路編]」(H12.3月近畿地建)(以下、「標準図集(案)」という。)によるものとし、使用に当たっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)を満足する側溝等の使用に当たっては、監督職員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

ー解説ー

「標準図集(案)」に示す構造規格を満足する側溝等とは、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)で記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等の製品をいい、「標準図集(案)」で規定している寸法規格に限定したものではない。

※参考

近畿管内における「標準図集(案)」の構造規格を満足した側溝等の製品を収録したものとして、「コンクリート二次製品市場製品図集(側溝・水路編)」(H12.3月 製造者5団体代表経営調査委員会編集)がある。

4 区画線工

溶融式区画線の「かし担保」期間は18ヶ月とする。

ただし、「かし担保」期間内で、タイヤチェーン等に依る損傷が明らかな場合は、この限りではない。

(環境等の保全)

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材:「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械:「エネルギーの合理化に関する法律(省エネ法)」に規定されている「エネルギー消費効

率に優れたガソリン貨物自動車」等

(交通安全管理)

- 1 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

- 2 本工事において、交通誘導員は1名計上している。

(緊急作業)

半日程度、3名編成を基本としており、普通作業員 1人（2人×0.5日）、ダンプトラック運転 0.5日を計上している。

(参考)

○積算条件について

積算条件	単価適用日	平成 2 3 年 4 月 2 0 日
	歩掛適用日	平成 2 2 年 8 月 1 0 日
	諸経費適用日	平成 2 2 年 8 月 1 0 日
	電源区分	商用電源
	工種区分	道路維持工事
	単価適用地区	船井郡
	前払い金支出割合	0 %
	大都市補正条件	—
	共通仮設費補正条件	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合（地方部）
	現場管理費補正条件	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合（地方部）